

台風19号による避難者等の短期宿泊について

台風19号により避難所に避難する避難者の方などを対象に、無料で県内の旅館・ホテル等がご利用いただけます。

○対象者（次のいずれかに該当する方）

- ・令和元年10月23日現在、避難所に避難している方
- ・台風19号により被災し、り災証明書の交付を受け、かつ、避難所に登録している方（これまで避難所に避難したことがある方）

○利用期間

第2期 11月11日(月)から20日(水)まで

第3期 11月21日(木)から30日(土)まで

第4期 12月1日(日)から令和2年1月31日(金)まで

※第4期は、り災証明書の交付を受けた時期や旅館・ホテルの空室がなかったなどの理由で、第3期までに利用できなかった場合に、ご利用いただけます。

○利用形態

- ・1回の利用につき、2泊3日(食事付)が上限
- ・複数回利用する場合は、5日間以上の間隔が必要
- ・利用回数は、原則として、3回まで
- ・滞在費用の個人負担はなし(追加料金等は別)

※ただし、予算の範囲での食事等の内容のため、一般の宿泊客と差がある場合がありますので、ご承知ください。

○宿泊ができる施設

短期宿泊受入可能な旅館・ホテル等の施設となります。

※役場地域づくり推進課に備え付けの「短期宿泊受入可能施設リスト」でご確認ください。

○利用方法（手続きの流れ）

- ①役場地域づくり推進課で、備え付けの「**台風19号による短期宿泊に関する確認書**」に必要事項を記入し、確認を受けてください。その際、**り災証明書**をご持参ください。
- ②短期宿泊受入可能施設リストから希望の施設に予約をしてください。
「台風19号による短期宿泊」であることを必ず伝えて予約をしてください。
- ③チェックイン時、確認を受けた書面「**台風19号による短期宿泊に関する確認書**」の原本を提出し、運転免許証等本人確認ができるものを提示してください。

○お問い合わせ

石川町役場 地域づくり推進課（役場2階） TEL0247-26-9111